

第6章 安心して豊かな住生活の実現に向けて

第1節 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

本計画は、市民をはじめ、地域団体や民間・個人事業者、住生活関連サービス事業者などの多様な主体が、協働と参画により推進していきます。

神戸市は、推進にあたって、各主体の役割が十分に機能し、かつ連携しあえるよう調整・支援を行っていきます。また、本計画の実効性を高めるため、庁内関連部局において幅広い連携を行っていきます。

さらに「神戸市すまい審議会」においてフォローアップ体制を整備し、進行状況の確認・評価を行うとともに、住宅施策への助言、必要に応じて計画の見直しに係る検討を行います。

2. 計画の進行管理

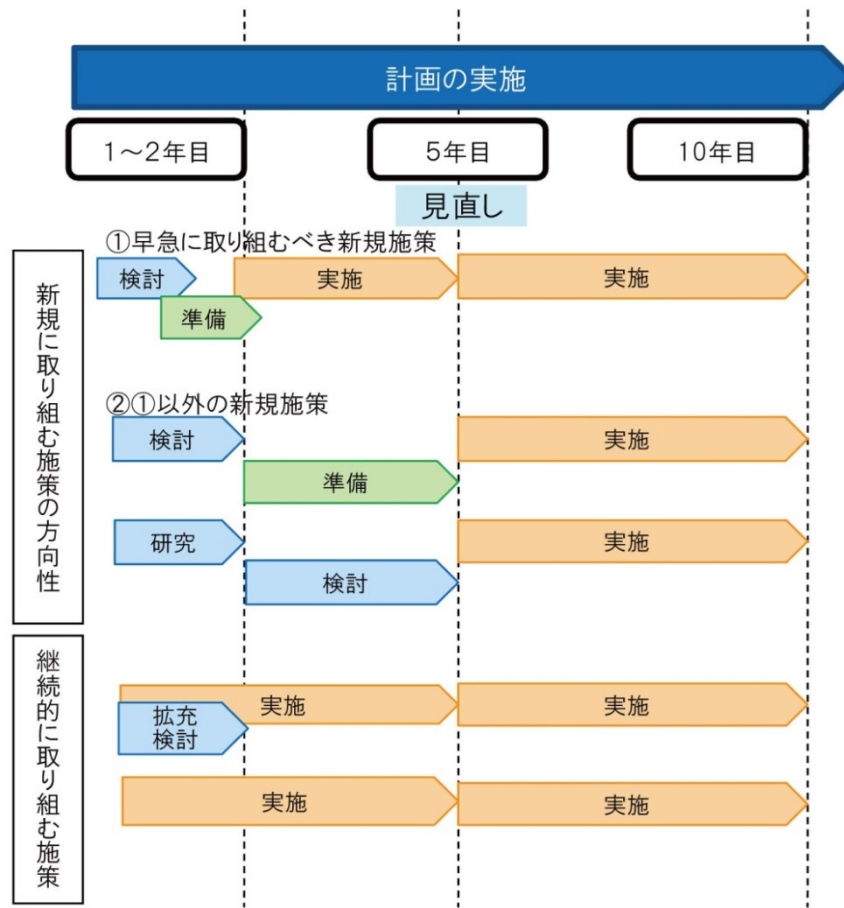
本計画の計画期間は平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間としますが、国の制度の見直しの動き、社会・経済情勢の変化等をふまえ、実態に即した取り組みが行えるよう、概ね5年後に見直します。また、進行管理は、実施、点検、見直しの過程を、順に実施します。

(1) 実施

住まいのあるべき姿の実現に向けて、施策の方向性で挙げた施策を実施していきます。特に、早急に取り組むべき施策や重要度の高い施策は、優先的に取り組んでいきます。また、新たな施策の方向性については、仕組みづくり等の研究または検討のうえ、具体的に施策化を図っていく必要があります。これらについては、予算措置をふまえ、早急に取り組むべきものは1～2年の間、それ以外のもものは概ね5年の間に施策化に向けた研究または検討を進めていきます。(次頁図表1参照)

また、これら多くの施策の取り組みにあたっては、市民をはじめ各主体が自らの役割を十分に認識し、かつ連携をしていくことが重要であり、そのため、『安心して住まう』、『大切に住まう』、『共に住まう』の分かりやすいキーワードを用いて、意識の共有を図っていきます。

第6章 図表1 施策の展開イメージ図



(2) 点検

- ①進行状況については、施策の方向性一覧の項目ごとに施策・事業等の実績及び各主体の取り組みの状況などを毎年度点検します。目標達成状況については、施策の方向性ごとに設定した成果指標の達成状況を毎年度点検します。
- ②進行状況と目標達成状況を2年ごとに評価し、報告書案を作成のうえ、神戸市すまい審議会へ報告します。そして、神戸市すまい審議会の意見・提言を受け、報告書案を修正し、神戸市ホームページ等で公表します。
- ③公表後、アンケート用紙やホームページの問い合わせフォーム等を活用して、市民・事業者等からの意見等を収集し、いただいたご意見については、その後の評価や見直しに反映させます。

(3) 見直し

点検・評価結果をふまえ、施策の方向性の実施方法を適宜見直していきます。

なお、概ね5年後の見直しは平成27年度に実施しており、新たに目標を設定するとともに、社会情勢の変化や国の住宅政策の動向等を踏まえ、各施策の方向性を見直しました。また、進行状況や目標達成状況を基に、成果指標・目標値についても必要な見直しを行いました。

第2節 推進のための意識の共有に向けて

安心で豊かな住生活の実現に向け、「住まう主体（住まい手）」、「住まいの供給に関わる主体」、そして「住まい手を支援する主体」が、連携・協力し施策を進めていくためには、同じ意識を共有することが大切です。

市民は、暮らしの中で『大切に住まう』とともに、『共に住まう』という高い意識を持つことが重要です。また、住生活を支える「住まいの供給に関わる主体」には安全な住まいを提供する、「住まい手を支援する主体」には地域で『安心して住み続ける』ことができるためのサービスを提供する役割があります。

安心な暮らしのためには、安心な住まいづくりが重要であり、『安心して住まう』という意識を、

安全で環境にやさしい住まいづくりには、住まいを大切にする気持ちが重要であり、『大切に住まう』という意識を、

豊かな住環境づくりには「ご近所」を大切にする気持ちが重要であり、『共に住まう』という意識を

各主体が共有しておく必要があります。

そこで、神戸市では、各主体の役割が十分に機能し、かつ連携しあえるよう調整・支援を行っていくなかで、『安心して住まう』、『大切に住まう』、『共に住まう』をキーワードとします。

第6章 図表2 安心で豊かな住まいづくり推進のための「3つのキーワード」

